

平成 28 年

# 乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回定例会会議録

開会：平成28年 3 月 25 日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成28年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会

議 事 日 程

平成28年3月25日（金）

午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	飛鳥井 佳子 議員	太田 秀明 議員
	福田 正人 議員	
長岡京市	白石 多津子 議員	武山 彩子 議員
	田村 直義 議員	
大山崎町	辻 真理子 議員	波多野 庇砂 議員
	森田 俊尚 議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

半田 麻子 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者（11名）

安田 守	管理者（向日市長）
中小路 健吾	副管理者（長岡京市長）
山本 圭一	副管理者（大山崎町長）
岩崎 英樹	監査委員
藤本 正次	事務局 局長
大八木 貴之	会計管理者（向日市会計管理者）
河原崎 清隆	事務局次長兼総務課長
石野 功一	乙訓若竹苑施設長
渡辺 三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
関本 信夫	介護障害審査課長

中 川 仁 夫 障がい者相談支援課長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者諸報告
- 日程 4 例月出納検査結果の報告
- 日程 5 第 1 号議案  
公平委員会委員の選任について
- 日程 6 第 2 号議案  
乙訓福祉施設事務組合行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程 7 第 3 号議案  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程 8 第 4 号議案  
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程 9 第 5 号議案  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程 10 第 6 号議案  
乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程 11 第 7 号議案  
平成 27 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程 12 第 8 号議案  
平成 28 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算

○会議録署名議員

向 日 市 飛鳥井 佳 子 議員

大 山 崎 町 森 田 俊 尚 議員

(開会 午前9時55分)

○波多野庇砂議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。

それでは、ただいまから、平成28年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、向日市の飛鳥井佳子議員、大山崎町の森田俊尚議員を指名いたします。

○波多野庇砂議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りといたします。

○波多野庇砂議長 日程3、管理者諸報告であります。

安田管理者。

○安田 守管理者 おはようございます。

本日、ここに平成28年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

それでは、12月定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務課の関係でございます。

1月14日に、乙訓行財政問題協議会幹事会、2月3日に、乙訓市町会定例会におきまして、平成28年度の一般会計予算案及び事業の概要につきまして協議を行いました。今月28日には、公平委員会を開催し、組合からの諸報告と意見交換を予定しております。

次に、若竹苑の関係でございます。

現在の利用者数は、就労継続支援36名、生活介護6名、合わせて42名となっております。市町別利用者数は、向日市8名、長岡京市26名、大山崎町5名、京都市3名となっております。また、地域活動支援センター事業の登録者数は24名で、市町別では、向日市6名、長岡京市14名、大山崎町4名となっております。日中一時支援事業の登録者数は52名でございます。

全体行事の関係でございますが、1月28日に、家族会との共催で「お楽しみ会」を実施いたしました。

最後に、年度末の支援は就労継続支援事業と生活介護事業は3月30日まで、新年度は4月4日から支援開始となります。なお地域活動支援センターは3月31日まで、新年度は4月2日から支援開始となります。

次に、介護障害審査課の関係でございます。

まず、介護認定審査会の昨年4月から本年2月までの審査状況でございます。お手元に配付させていただいております資料の1ページにその概要を記載しておりますが、合議体を198回開催し、5,698件の二次判定を行いました。

次に、障害支援区分認定審査会でございますが、同じく、昨年4月から本年2月までの審査状況でございます。資料の2ページをご覧ください。合議体を22回開催し、373件の二次判定を行いました。

なお、それぞれの審査委員の資質向上を目的としまして、3月10日には介護認定審査会委員の研修を実施したところでございます。また、障害支援区分認定審査会委員の研修につきましても、乙訓2市1町と共催で3月29日に実施する予定でございます。

次に、障がい者支援相談課の関係でございます。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、2部会、1委員会と3プロジェクトを組織し、本年度活動のまとめに向けた協議を進めています。相談支援部会では、2月6日に乙訓障がい者支援事業所連絡協議会と共催で、相談支援専門員や事業所職員等を対象とした支援の連携についての研修会を開催いたしました。

地域生活支援部会では、支援学校卒業生の連絡先と、障がいのある人が地域で生活していくための課題について協議しております。乙訓障がい者虐待防止センターでは、1月16日に、事業所職員を主たる対象とした、障がい者虐待防止に関する研修会を開催いたしました。

最後に、ポニーの学校の関係でございます。

1月以降の利用状況は、現在107組の通園児及び保護者の方が利用されております。内訳は、向日市37組、長岡京市58組、大山崎町12組でございます。

行事関係では、1月7日に両親教室を開き、言語聴覚士の先生に、「ことばをはぐくむ」と題して講演していただき、多くの保護者が熱心に学びました。1月24日には、下半期の家族懇談会を開催いたしました。

また、今月30日には、この春小学校に入学する児童とその保護者に向け、「就学児を送る会」を開催する予定でございます。なお、今年度は28日まで療育を実施し、新年度は4月4日から療育を開始する予定でございます。

報告は、以上でございます。

○波多野庇砂議長 以上で管理者諸報告を終わります。

日程4、例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

岩崎監査委員。

○岩崎英樹監査委員 私からご報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を、平成27年12月22日、平成28年1月22日及び2月26日に実施いたしましたので、同法第235条の2第3項の規定に基づき、その結果をご報告申し上げます。

検査結果につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりであります。なお、報告書にありますとおり、各月の出納などについては適正に処理されておりました。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります

○波多野庇砂議長 以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

日程5、第1号議案、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第1号議案、公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員小林加奈子氏におかれましては、向日市の任期満了に伴い、任期途中での辞職願が提出され承認されました。その後任につきましては、京都弁護士会より推薦をいただいた拝野厚志氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、提案するものであります。なお、同氏の略歴につきましては、参考資料のとおりでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

第1号議案について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決しました。

○波多野庇砂議長 お諮りします。

日程6、第2号議案、日程7、第3号議案の2件につきましては、関連性がございましたので、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めまして、日程6、第2号議案、乙訓福祉施設事務組合行政不服審査法施行条例の制定について及び日程7、第3号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本2件についての提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま上程されました第2号議案、乙訓福祉施設事務組合行政不服審査法施行条例の制定について、第3号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2件につきまして、ご説明申し上げます。

行政不服審査法の全部改正がされ、平成28年4月1日から施行されることとなりました。これは、行政不服審査の公正性や使いやすさの向上の観点に基づいてなされたものであります。

これに伴い、乙訓福祉施設事務組合行政不服審査法施行条例を制定し、同法第81条第2項の規定に基づき、地方公共団体に事件ごとに置くことができるとされた第三者機関、乙訓福祉施設事務組合行政不服審査会を設置するため、同条第4項の規定により条例で定めることとされた、組織及び運営に関する事項について定めるものであります。

また、同法の施行に伴う関係条例の整備につきましても、第1条につきましては、新たに設置する不服審査会における報酬を定め、第2条につきましては字句整理をし、第3条、第4条につきましては、審理員による審理手続に関する適用除外の規定を追加し、救済手続を審査会への諮問に改めたものとし、第5条につきましては、字句整理をするものであります。

なお、両条例の施行日も、同法律の施行日である、平成28年4月1日といたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本2件に対する質疑はございませんか。

武山彩子議員。

○武山彩子議員 この第2号議案に、条例に定められている審査会というのは、第4条と第5条に規定されているのですが、5人以内の委員さんというのはどういう方々を選任されるご予定ですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 現段階では、具体的な状況は考えておりません。実は情報開示審査会というのが別途ございます。そちらですと比較的近い存在だと思うのですが、知識経験ということで、弁護士の先生あるいは大学で法律関係の先生方、あるいは行政の先生方、OBの方とかで構成されておりますが、恐らくそういう形になろうとは考えておりますが、今の時点で具体的に、いつ、どういう形でこれを設置するということは、まだ具体的な予定はございません。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 この委員さんがどのような方になるかというのは、結構重要かなというふうに思っていて、例えば不服審査がストレートに責任者の方に、管理者に不服審査請求をするというストレートなルートがとれるようになるということによろしいのですかね、この審査手続というのは。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 これもまた、先ほど申しました、情報公開などと同じような形で、その行政不服の審査会が設置されましたら、そちらへの、今、請求された、そちらで審査されるということになりますので、処分庁という扱いは、一つの乙福そのものが処分庁ということになりますので、というふうな理解をしております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 その処分庁に審査請求をされた場合に、この第三者機関が、その審査の内容について直接、一旦原因課のところで預かるとかじゃなくて、ストレートに第三者機関に行くわけですよ、請求、審査の内容が。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 今回の改正のシステムで申しますと、審査会の一つ手前に審理委員というものを置くということなのです。これは、具体的にはその処分庁における職員がなるということが主に想定されております。

一般の市町でありますと、例えば総務課の担当の職員であるとか、そういった直接その事案とは接しないような部署の人間が、審理員という形で、まずお聞きさせていただいて、そこから審査会の方へ申し込んで、というような流れになっております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 わかりました。今、事案に接しない課の職員さんが審理員となって預かると。その後、必要に応じて第三者機関のこの審査委員さんたちにいくということですね。

この第三者機関が、例えば今おっしゃったみたいに、法律家とか行政のOBさんとかで、行政の中身について詳しい方、法律に詳しい方を選任されるというふうに思っているのですが、要は公平・中立な立場で、行政にも住民さんにも偏らない中立な立場でご判断される必要があるかと思うんですけれども、そのあたりをどういうふうに担保されるのかなと、ちょっと難しいのですけれども、教えていただければと思います。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 これは国が基本的に決めた一つのスキームですけれども、これが小規模団体、我々のようなさらに小規模団体、ここでそれがそのまま持ってこられるかと言うと、なかなか難しいところはあるかと思いますが、一般的な小規模市町村の場合で想定されておりますのは、先ほど私が申しましたような、ある程度法務的なことにも明るい人間でないちょっと難しいかなというようなことで、法令審査等のことに従事している職員等が一つの参考として推奨されておるような状況でございます。まだ、今、うちで具体的にどの部署の誰というふうなことまでは、決めてはございません。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 この施行日が4月1日なので、選任される方がもうほぼ確定しているのかなというふうに思ってお聞きしてたのですが、あとわずかな期間で、この施行日直後に、もしもこういう条例が機能しなければいけないようなことがあったときに、大丈夫かなと、ちょっと心配もするのですが。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 この件に関しましては、過去の事例、乙福としての事例を考慮いたしましても、具体的に想定されるものを考えますと、いわゆる情報公開の関係であるとかが一番思い浮かぶわけでございますが、もう既に情報公開の審査会は存在しております。

ですから、そちらの方に、一定、もしも、今のところ我々のところ、ほぼ全部開示という形でやっておりますので、過去に問題が生じたこと、つまり審査会の方で審議していただくような事例は、過去1件もございませんでしたけれども、将来的にないとは申せませんので、この件に関しましては、そういったことがあれば、今既存のそれぞれの審査会等がございますので、そちらの方でまずご審議いただいても、少なくとも今回の法改正の趣旨とは反しないような流れで物事が進んでいくのではないかなと、そういう理解のもとで、すぐに審査会の設置というのは、今のところ考えてないというようなことでございます。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 今の答弁、非常に具合悪いですね。それだったら、この設置条例は要らないということになってまいりますね。4月からの施行というのもおかしいことになってまいりますね。

それと、情報公開条例に基づくその審査会と、今回のこの審査会とは全く別物だというふうに、条文でも、審査員の対象になる人は違いますよね。それを、いや、想定してないので、恐らく来ないだろうから、もし来た場合は情報公開条例の方でやると、あるいは個人情報保護条例の方でやるというのは、全く趣旨が違うわけですね。

ですから、そういう、もし答弁された場合は、我々何のために審議しているのかということになってまいりますのでね。例えば審理委員にしても、組織が極端に小さいので非常に難しいなという感じはするんですね。ここでこの条例をつくって対応すること自体が、非常に無理があるんじゃないかなというふうに私は思っているのですが、しかしながら、それ、やらざるを得ない、やらざるを得ないけども、そういう答弁されると非常に困るということになってくるんですね。

だから、今さっきおっしゃったように、処分庁に出すわけではないですよ、請求人が、審査庁に出す、そういうことですよ。ですからこれは非常にややこしい条文だと思うんですけども、2市1町それぞれ構成団体においても、条例が若干違うということですね。

ですから、行政不服審査法に準じてということで、いろいろ条文を抜いてる場合もありますし、だから、この中身をよく把握して、これにただ単にせざるを得ないから条文を出したという感じになってくると、これ、議会軽視も甚だしいのではないかなというふうに、私は思うんですね。

ですから、出すからには、しっかりと答弁できるようにしていただきたいなというふうに思いますし、今、答弁されたことはやっぱり訂正すべきだと私は思うんです。でないと大変なことになるのではないかなというふうに思うのです。いかがですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 ちょっと情報公開のこと、例えが多過ぎたかもわかりませんが、我々の場合、この行政不服の今回の改正、今回の条例関係で、該当すると想定されるものが、他にも全くないわけではないのですけれども、それぞれの問題において、例えば情報公開というのは、あくまでも個人情報の自己開示あるいは行政側が持っている行政情報の開示、そういったことに対する不服について話す場のみでございますので、もちろんそこから外れた部分に関しては、既存の、例えば職員関係の問題であれば公平委員会であるとか、そういった既存の組織がございますので、それで当面はいかせていただきながら、市町さんの状況も

見ながら、今回の条例に基づく審査会設置ないし委員の選任等が必要であれば、対応しているというようなことをございまして、確かにこの4月1日施行で、もう今の段階でその辺が決まってないのはいかがなものかとおっしゃるのも、十分理解できるのですけれども、全くそれを想定してないわけではございません。

まずは、条例というのは、これはもう自治体の大小を問わず、基本的に全てしなさいということですので、とりあえずはこれをやらせていただいた上で、今のうちの状況に合わせて、それが既存の審査会、情報であったりとか、他のもろもろの審査会ありますけれども、そういったところの中で処理がちょっと難しい、つまり要は申し立て者の方にとって不利益が生じないかどうかというのが、一番最終のポイントだと思うのですが、そこがどうなのかということを検証しながらやっていきたいというふうに考えております。ちょっとその辺、ご理解いただけないかなと思います。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 個人情報保護条例、情報公開条例に関する審査会は、条例に基づいて設置してありますよね。それ以外の不服審査、いわゆる処分した処分庁に対する不服申し立てですよ、それ以外のことについても、情報公開と個人情報保護の審査会でやるというのは、ちょっと筋が通らないのではないかという質問なんです。

わかるんですよ、その、しんどい、苦しい形のものでやらざるを得ないというのは十分にわかるんですけども、やはり行政が運営していく中で、だからいいんじゃないのという話にはならないですよ。いや、おっしゃる、苦しい立場はよくわかるんですけども、だからいいやないかということで、議会も、そしたらもうしゃあないなということにはならないですよ。そしたらすべてが曖昧になってきて、法律とは何ぞということになりますよね。

だから、皆さんは法律にのっって行政を運営しているわけですから、その法律に対して抵触してもいいじゃないか、無視してもいいじゃないかというような運営を、我々が、まあそうですね、仕方ないですとは言えない立場ですよ。ですから、状況はよくわかるけども、これはこれ、それはそれということになってくるんですよ。

だから、審議する中で、一切対応する、将来、近い将来はそうするということであるならば、この設置条例は、丸にはできないということになりますよね。それを聞かされて、いいじゃないか、それじゃあ仕方ないなということで、我々が対応するというのは、非常に難しい話になりますよね。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 今、事務局長から申し上げましたけれども、事務局長が申した意味はよくわかっていただいていると思うんですけども、実際に行政不服審査法改正案にのっった

不服審査が上がってくることは、多分ないという思いで言ってるんだと思うんですけど、それはちょっと違うんですね。

法にのっかってこれを、自治体の大小にかかわらず、つくらなければいけないということで今回提案させていただきました。そういった中で、勿論つくらなければいけない審査会をつくっていきたいと思っております。ただ、今、現時点で、どのようにつくるかという、審査のメンバーが決まってないのは事実ですけれども、この、例えば個人情報保護や、出てくるのが違いますよね、正直言うて、そこに出てくるものは出てくるし、こっちに出てくるものは出てくる、ただ、思いの中でこちらに出てくる可能性が、今までなかったの、ないという思いがあったのかもしれませんが、これを4月1日から施行するに当たっては、勿論そういった審査会をつくっていきますので、メンバーが今ここに、誰になってるかということはいえないということです。速やかにそれは設置していきたいと思います。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 気持ちはよくわかるんですね。気持ちはよくわかるんですけども、例えば条例をつくる場合に、普通規則もつくりますよね、だけど、その規則はつくっても公開しないというケースが多い。規則は審議対象、議案対象ではないので、行政側が勝手に変更できるという、だから、本来は規則も条例の中に入れ込んで、それを条例にしなければならないというふうに思うんですね、本来は。肝心なことは全部規則に書いてあって。

だから、今回も、審査会は設置するけども今後やりますと、本来は、こういう審査会を設置しましたと、そしたら4月1日に不服審査請求をされた場合、それから慌てて審査会をつくるということになりますよね。当然時間差があるからつくれるだろうとは思いますがけれども、だけど、いつも行政がそういう姿勢だったら、いつもいい加減な対応という、最初は何も決まってないけど、後づけで決めていくということになりますよね。

だから、それは行政のやり方で、慣れてしまうと、そうかなというふうに思ってしまうんですね。だけど、ふつうは逆じゃないかと。だから、今おっしゃったことは、それ以上おっしゃりにくいだろうと思うんですけども、わかりますけども、やはり議案提出する場合は、そこまでちょっと固めていただきたいなど。

というのは、非常に無責任に、私は思うんです。議員はいつも追い込まれるんです、議員はいつも、資料が、情報がないのに、決断をせないかんということに追い込まれていくケースが結構多いんですね。これ、与党、野党とか、そんな関係ない話です。だから、とにかく賛成してくれというケースが過去には多かったですけども、そういう時代ではないですから、やはりきっちり議案出すならば、行政側もきっちり理論武装して出すということは大切なことだと思います。ぜひ、今後、改めてって、えらい生意気な言い方になりますけども、

誠意をもってやっていただきたいなと思います。

万が一、そうなるケースの場合はどうか、もうこれ以降、即審査会を設置するように動いていただきたいなと思います。審査会のメンバーを選任していただきたいなと思います。

○波多野庇砂議長 関連して、ほかにございせんか。

武山議員。

○武山彩子議員 この法の改正に基づいてつくる条例というのは、どうしても4月1日施行というふうにしなればいけないという決まりが、法律の方で決まっていますか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 法律施行と合わすということでございまして、4月1日ということになっております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 この委員会の設置、委員の選任というのも、その4月1日に合わせなければいけないということになってるんですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 具体的にそこまでの規定はございませんが、太田議員がおっしゃるように、そこで4月1日施行、この条例の施行規定、この条例の中身が審査会のことをうたっているならば、4月1日には設置されていて、ある意味当然と言えば当然であるとは思いますが。

ですから、言葉足らずで申しわけなかったのですがけれども、情報公開審査会の先生方と近々お会いすることがございまして、実はそちらの先生方の方と、この審査会の方と一緒に、兼任的な形でやっていただけないかというお話も、ちょっとさせていただこうとは思っていたのですが、ただ、今現在まだそれができてませんでしたのでお話できませんでしたけれども、具体的などころとしてはそういう方向では少し考えております。

情報公開審査会の会長をされている先生と、ちょっとそのお話を、次お会いしたときにしようというふうには思っておりました。ただ、ご回答はいただいておりますので、一応そういうつもりではおります。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 今お聞きしてましたら、そういうふうを考えているというふうにおっしゃっていたので、4月1日の施行というのが法で定められている期限なので、いたし方ないかなというふうに思うのですが、この審査会のメンバーの方々を決めるのが、いはったら、委員会設置しますみたいなのではなくて、きちんといついつまでにこの方々にお話を、いついつまでに決定をすとかということ、条例を設置する側の方から決めておかないと、住民さんが、例えばこの仕組み、制度を御存じになっていて、じゃあ使ってみようかというふう

になったときに、いつ審査会ができるかわかりませんということでは、さっき局長おっしゃったように、請求者の不利益になりますので、ここはいつまでにとか、そういうことをきちんと、今ご答弁されるのは難しいかもしれませんが、決めていただいて、少なくとも6月議会のときには、このようになりましたということをご報告いただけるようにしていただかないといけないかなと思うんですけれども。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 今、局長申しましたが、そういうような話はしてるんですけど、ご承諾をいただいてないので言えないというところもありました。今、申しあげましたように、そうなんですけど、ただ、これはあくまでも処分に対しての不服審査ですので、4月1日にということは、物理的に、あるかもしれないですけど、なかなか可能性としては低いのではないかなと、ただ、条例という意味では、それまでにしておかなければいけませんので、それまでにしておきたいと思います。

ただ、委員につきましては、これ、実は事案によっても少し変化があるべきかもしれないです。どんな事案で上がってくるかわからない、そこは自治体によっても違うと思いますけど、フレキシブルに委員さんに対応しなければならない場合もありますし、ただ、中心となるメンバーさんについては、今年度中に何とか固めて、できる限り早く報告はさせていただきたいと思います。

○波多野庇砂議長 それでは、この場で暫時休憩をとらせていただきます。

休憩（午前10時30分）

---

再開（午前10時31分）

○波多野庇砂議長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を求めます。

太田議員。

○太田秀明議員 先ほども申しましたが、非常に、条例もそうですけども、国の法律も、なかなか理解しにくい条文がいっぱい載ってますよね。ですから、それを完全に、我々は素

人ですから難しいんですけども、少なくとも行政の人はプロなので、全てを把握していただきたいなというふうに。

それで、平易な形で、やさしい言葉で我々に説明していただきたいというふうに、私はいつも思うんです。ですからこれはあくまでも審査会の設置条例なので、その審査会を、そのメンバーがいつ揃うかわからないというのも、これまた不思議な話で、他の条例があって、その中に審査会を置くということで、それについてはということだったらまだしも、これは直接審査会を設置する条例なので、その審査会の役目も書いてあるわけですよ。

先ほちょっと、言葉尻を拾って申しわけないんですけども、フレキシブルに人員をとということで、ひょっとしたらしょっちゅう入れかわるのかという印象があったので、決してそうではなくて、やはり5人以内は5人以内で、その人が、いや、今回は向こうへ行ってという話ではないですよ。だから、兼任とまた違いますから、だから、そういう法律はやっぱり法律の条文に適合するような運営をしていくと、これはわかりやすくはっきりとしていくということが大切だと思うんですね。

ですから、ちょっと誤解を招くような発言は、やっぱり非常に具合悪いなというふうに、誠に申しわけないんですけども、そこのところはきっちりはっきりしておかないと、全てが曖昧模糊になってしまいますので、だからその運営に、今後の運営においても、設置する上においても、法律にのっとってきちっとやっていただきたいというふうに思います。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 賛成の立場で討論させていただきます。

実は、この行政不服審査法そのものは、国会の方では、私が属してます日本共産党は反対をしまして、というのは、この行政不服審査法ができることによって、行政側は迅速に効率的にということになるかもしれないけれども、国民の側、請求者から見れば、見えにくくなる部分が出てくるのではないかという懸念があるということで、国会では反対をしているのですけれども、地方議会のところでは個々の判断にゆだねられていて、私がいます長岡京市でも、請求者が第三者機関に審査が委ねられるということで、公平性がより向上するというメリットもあるので、賛成させていただきました。

なので、こちらの乙福のところでも、そういう立場で賛成はさせていただきたいというふうに思っているのですが、私たちが賛成をさせていただこうと思ってた要の、公平性を保つための審査委員がどうなるというのが今不透明で、先ほどのご答弁の中身で言えば、ほぼ乙福のところでは、この条例が使われるようなことはないのではないかというふうに考えてもいらっしゃるのかなと思ったんですけども、その条例に基づいて権利を執行するかどうかというのを決めるのは、あくまでも住民さんである請求者側であるので、使わない条例かど

うかというのを、行政側が想定するのはよくないなというふうに思います。なので、どのような条例であっても、無駄でない限り、制定をされるわけですから、しっかりとこの条例が一日も早く機能が、いつでもできるという状態になるように、委員会の設置も含めて、機能を十分に整えていただくように要望して討論させていただきます。

○波多野庇砂議長 ほか、ございませんか。

森田議員。

○森田俊尚議員 私も、こういう時代の流れで、法整備、そしていろんなケースを想定した中で生まれてきた発想だと思いますし、どうしてもこういう公の事業体が一定そういった枠の中でしている以上、やはりその大きな流れにそぐわなければならないということがあるのでしょうし、まだ実際乙福としては、先ほど説明していただいた限りでは、まだ必要じゃないかなという部分確かにあると思うんですけども、一定やはりそういうね、設置している事情からしても、こういったことを一つ一つ整備していかなきゃならないという事情があると思いますので、やっぱり設置する以上は、きちっともっと積極的に、そんなものをきちっと説明ができるようにしていただいて、ぜひともこれは設置に向けて努力していただきたいというふうに要望して賛成とさせていただきます。

○波多野庇砂議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

第2号議案及び第3号議案について、一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めまして、一括採決といたします。

第2号議案及び第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第2号議案及び第3号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程8、第4号議案、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第4号議案、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、第1条及び第4条につきましては、人事評価及び退職管理に関する項目等を整備し、第2条及び第3条につきましては、項ずれの規定を整備するものでございます。

なお、施行日は、平成28年4月1日からといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

武山議員。

○武山彩子議員 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、職員の分限に関する条例の一部改正の第1条ということで、この本人の意に反する降任または免職の場合のところ、第7条が、現行が勤務評定の結果というふうになっているのを、改正案では人事評価の結果というふうに変えると、これ、言葉だけではなくて、勤務評定と人事評価というのは、何か中身が変わるところがあるのでしょうか。

○波多野庇砂議長 河原崎事務局次長。

○河原崎清隆事務局次長 今、既に勤務評定ということで進めておりますけども、人事評価制度につきましては、この間、職員の人事管理も含めまして、人事評価制度の方に移行するというようになっておりますけども、なかなか難しい内容もございまして、今回出させていただくに当たって、人事評価制度の整備を進めながらさせていただくということでございます。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 そうすると、これも先ほどのやつと同じなんですけど、4月1日から施行ですけれども、大体条例というのは、規則も合わせて一緒に、施行日から条例と合わせて規則とかその中身も決まった上で条例が提案されるのかなというふうに思うんですけども、この人事評価の中身が決まって、実際は決まってないということなのですかね。

○波多野庇砂議長 河原崎事務局次長。

○河原崎清隆事務局次長 勤務評価制度には大変難しい部分もございまして、今、各市町等の人事評価を参考にしながら整備を進めているところでございます。なお、この4月1日からということで、制度の方自体を確立していきたいのですが、現実、準備ということで若干遅

れているところはございますけども、現状としては整備を進めているという状況でございます。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 人事評価制度ですけれども、これ、端的に言いますと、名前が変わりました、人事評価に。その人事評価の詳細までを規定されているわけではございません。法律によって名前は変わりましたが、その人事評価を、こうこうやってこうしなさいというところまで、細則とか求められているわけではないので、特に乙訓福祉施設事務組合は人数も少ないので、通常の千人、二千人いるところの人事評価制度を用いるのが、果たして正しいのかといたらそうではないと思うんです。

今の状態でもしっかりと評価ができていの中で、この人事評価制度という名前の中でどういうふうにしていくのか、人事評価自体についての研修もまだできていませんし、人事評価自体の研修もしながら、こういった小さい組織の中で人事評価制度を取り入れていって反映させるにはどうするべきかというところから、まず今年度やっていきたいと思っておりますし、今これが変わったからといって職員さんの状況に変化があるものではないと考えております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 人事評価をしていくときのタイミングとか、仕組みが、私ちょっとよくわからないので、率直にお聞きするのですが、多分もう4月1日から施行といっても、人事評価するタイミングというのは、そんなにすぐに始まらないのかなというふうに思っているのですが、ただ、今までの勤務評定のやり方と、変わらないのなら変わらないで結構だと思うんですけど、もし空白が、どうしようかという空白が出てしまったときに、それでもこの条例に基づいて評価はしないといけないわけですから、それは何に基づいてするのかとかというのが、決めておかないといけない、前の勤務評価のままでよいのか、新しいものでやるためにきちんと制度をつくってしまうのかとかというのは、決めないといけないかなというふうに思うんですけども、研修しながらどのようにというふうにおっしゃってたのですけれども、それは今年度中に、この条例に基づいて人事評価ができるようなスケジュールでされていくということよろしいですか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 国は29年度ということまでですけれども、勤務評定のあり方、いろいろあると思うんですね。あると思うんですけども、人事評価制度、私が考えておる人事評価制度の大切なところは、誰がどう、違う人が判断しても同じような結果を出せると、同じような結果を出せるような目といいますか、判断基準を皆さんで共有していくというのが人事評価制度だと思っています。

今、恐らく、人事評価制度に変えても変わらないと思うんです、その評価自体は。ただ、その評価が、仕方が個々によって、この人はいいとか、この人は最高にいいとか、そんなのじゃなくて、こうこうこうでこうという、しっかりとした基準をつくらなければいけないというのが、私は本旨だと思うので、そのように、今年、研修を重ねていきたいなと思っております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 今、管理者おっしゃったように、人事評価そのものが、職員の方お一人お一人、お仕事されてるお仕事も違いますし、この人とこの人と比べてどうかみたいな評価をするようなお仕事ではないと思っているので、人事評価そのものも馴染まないなというふうに思っているのですが、ただ、管理者おっしゃったように、誰の目でもきちんと同じ評価になるということが、すごい大事、やるならば大事かなというふうに思っていて、それが整うように、今までの勤務評定もそこは大事にされてきたと思うんですけれども、それが維持できて、さらに向上できるような制度にしていきたいなというふうに思います。

それと、公表をすることが定められていますけれども、勤務評定と同じ中身の公表で、ここもまだこれから決められるのかもしれないですけども、例えば職員さんお一人お一人について、公表するのではなくて、このような制度で人事評価を行っていますという公表だということでもよろしいのですかね。状況を公表するというでもよろしいのですかね。

○波多野庇砂議長 河原崎事務局次長。

○河原崎清隆事務局次長 公表につきましては非常に難しい部分がございます、今議員おっしゃったような形でさせていただきたいと思います。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 それと、この人事評価、勤務評定もそうなのですけれども、新しく変わるこの評価が、職員さんの給与だったり昇格だったり、そういうものの査定に直接、どの程度影響してくるのかも、教えてください。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 先ほど、管理者の方からも説明していただきましたように、評価制度についての詳細については、全く今のところ未定でございます。これから2市1町の方でも具体的なところに取り組んでいかれるというふうにお聞きしておりますので、それも見せていただきながら、先日、職員組合ともこの話をいたしましたけれども、当面、我々としては、その辺の状況を、まずは構成団体の中でどんなふうに行われるのか、あるいはおっしゃるように、給料への跳ね返り、どういうふうにされるのか、全て十分に吟味させていただいた上で、その辺は具体的にやっていきたいというふうに考えてはおります。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 この乙福のお仕事の場合、それぞれの方がされていること一つ一つが、利用者さんのサービスのためにされていることであるので、一人一人に対しての評価というのは、実際上は、この人の頑張りは給料に反映しようとか、この人ちょっと下げなあかんねとか、そういうふうに、結果、給与とか、そういうものではかられるようなものではないかなというふうに思うんです。

だから、2市1町の、どのようにされていくか見ながらというふうにおっしゃってましたけど、特にこの職員さんの場合は、お一人お一人のお仕事ぶりが、短期で結果が出るものではありませんので、決して、私たちは給与に、即ストレートに反映させるという評価にならないように求めておきたいなと思います。

○波多野庇砂議長 ほか、ございますか。

辻議員。

○辻 真理子議員 先ほども、武山議員もおっしゃってたのですけれども、こういう福祉の世界って、やっぱり職員同士が協力して、メンバーさんや利用者さんの生活の質であったりサービスの質を向上していくということなので、人事評価というのは、個人を、改めて、自分の仕事内容とかを改めたときに、こういうふうな形で、来年度であったり、こうステップアップしようとか、こういう資格を取っていこうとか、そういうことに自分を振り返るためには、すごくいいことなのかもしれないですけど、やはりそこに、例えばお給料であったり、査定に入ってくるとなると、なかなか正直、職員のモチベーションというのは、メンバーさんに対してじゃなくて、例えば管理職であったり、そういう人たちに向けての仕事の内容が、本来ではないところに向くということが、やっぱりあるのじゃないかなというのは、私もすごく危惧していますので、そういう部分に関しては、配慮いただいた人事評価という形を要望させていただきます。

○波多野庇砂議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程9、第5議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第5議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に乗じる調整率が変更になったことに伴い、地方公務員災害補償法施行令の一部も改正されることから、所要の改正を行うものであります。

年金たる補償と他の法令による給付が併給される場合の調整率を改正するものであります。なお、本条例の施行期日につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正の施行日と同じ、平成28年4月1日と規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程10、第6号議案、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第6号議案、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本組合の給与改定につきましては、国の人事院勧告及び構成団体の給与制度を勘案し、改正を行うものであります。

第1条の改正は、住居手当について、借家居住者の支給限度額を、経過措置を設けて3年間で2万7,000円から3万円に引き上げを行うものでございます。また、勤勉手当につきましては、12月支給割合を0.1月分引き上げ、再任用職員につきましても0.05月分引き上げるものでございます。第2条の改正は、給与制度の総合的見直しについて、給料表の改定を行い、勤勉手当につきましては第1条で引き上げた支給割合を、6月期と12月期で再配分するものであります。

また、地方公務員法が改正されたことに伴い、現在、規則で定めております級別標準職務区分表を、条例で定める必要が生じたため、第4条において規定するものでございます。

なお、施行期日につきましては、第1条については公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとし、勤勉手当の規定につきましては、平成27年12月1日から適用することといたしております。また、第2条につきましては、平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第6号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程11、第7号議案、平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第7号議案、平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ122万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,432万9,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長からご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 それでは、引き続き説明させていただきます。

まず、歳入からですが、補正予算書の2ページから3ページをご覧ください。

款1分担金及び負担金、項2負担金、目1障害福祉サービス事業負担金で、571万9,000円の減額、これは若竹苑の就労継続事業の利用者のうち3名の方が年度の途中で就職されたり、また、若竹苑での他の事業に移られたことによりまして、就労継続事業としての利用者が当初の見込みより減りました。これによりまして支援費収入が減収となったことが主な理由でございます。

次に、目3障がい児通所支援等事業負担金で、694万6,000円の増額、これはポニーの学校の報酬単価が27年度で増額改正されたこと、さらには相談支援事業の受け入れ件数が増加したことによるものでございます。

結果といたしまして、若竹苑での減収とポニーの学校での増収を相殺いたしますと、施設関連の収入の合計では122万7,000円の増額となるものでございます。

次に、歳出でございます。3ページから4ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、98万円の増額でございます。このう

ち節3職員手当、節4共済費は、人件費の整理という形でのものがございます。また、節13委託料で、104万8,000円の増額となっております。これは、所得税の源泉徴収の関係で、マイナンバーを取り扱うソフトの導入と、それに伴うセキュリティを重視したシステムの新たな構築に要する費用として計上いたしております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1若竹苑管理費でございますが、これは目の総額には変動はございませんが、若竹苑でのアルバイト指導員賃金の不足分102万4,000円と、一方で、食数の減によります給食調理業務委託料の余剰金を相殺させる形で組みかえ補正として計上いたしております。

次に、項2児童福祉費、目1ポニーの学校管理費で、142万8,000円の減額でございます。これは、全て職員人件費の整理としてのものでございますが、その主な理由は、1名の職員が長期の介護休暇をとっております関係で、人件費に余剰金が出てまいりました。このことによるものでございます。

最後に、歳入の増額分と歳出の減額分との差し引きを調整いたします形で、167万5,000円を予備費に増額計上いたしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見ございませんか。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 2ページの歳入の、先ほど言っておられました節1の区分のところの就労継続支援の利用者さんが3名就職されて、他に、異動された方もおられるということでしたけど、若竹苑の中での就労継続ではなく、例えば生活介護であったり、地活の方に移られたということによろしいでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃるとおりで、継続の方から就職された方が、それ以外に、地域活動の方に行かれて、そちらの方の収入については、分担金の方に入っておりますので、どうしてもそこは、単純に減ってしまうというような形でございます。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 そういう関係もあって、次のページの民生費のところの給食調理業務委託料も、食数減でのマイナスということだったのですが、これもやっぱり就職された利用者さんであったりの、その食数の減ということによろしいでしょうか。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 この分でございます。食数が減になったということでございます。

○波多野庇砂議長 ほか、ございませんか。

武山議員。

○武山彩子議員 同じ4ページの民生費の若竹苑で、アルバイト賃金と給食調理業務委託料を相殺する形というふうに説明でおっしゃってたのですけれども、このアルバイトさんというのは、給食調理業務と何か関わりのある方なのですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 アルバイト賃金に関しましては、若竹苑の指導員の方のアルバイトの方でございます。ちょっと27年度の職員異動の中で、人事異動の中で、若竹苑から障がい者虐待防止センターの方に1名異動いたしましたので、その関係で、アルバイトの方を増員いたしましたというような経緯がございます。そこでまず減っております。ですから、給食とは関係ございません。

給食の方はもう少し減額があるのですが、ここと相殺するという形で、数字を合わせているというようなことでございます。

○波多野庇砂議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程12、第8号議案、平成28年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第8号議案、平成28年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算につきまして、ご説明いたします。

本組合の構成団体であります2市1町は、依然厳しい社会経済情勢のもと、財政の健全化に向けて、厳しい姿勢で取り組まれているところと聞き及んでおります。

本組合におきましても、そうした構成団体の状況と厳しさを十分認識しました上で、より計画的な財政運営を図り、事務事業全般を見直す努力を続けながら、よりよい事業を運営するため、当該予算の調製を行ったところであります。

それでは、その概要につきましてご説明を申し上げます。

平成28年度の予算総額は、4億1,631万3,000円で、対前年度比3.9%の減、金額で1,678万9,000円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、事務局長からご説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 それでは、引き続きまして、平成28年度予算案について、主だったものの内容及び前年度との対比を中心に説明させていただきます。

まずは、歳出の性質別の概要からご説明いたします。お手元の予算資料の2ページをご覧ください。

予算総額は、先ほど申しましたように4億1,631万3,000円、前年度比較では1,678万9,000円の減額となっております。これは、前年度27年度におきましては、若竹苑の空調改修工事等投資的経費がございましたので、それに対しまして28年度では、投資的経費がゼロということになっております。これが一番の要因でございます。

ただ、一方で、人件費の方は1,494万7,000円の増額となっております。これは、嘱託職員、これはポニーの学校ですが、2名増員したこと、あとは常勤職員の定期昇給、人事異動等によるものでございます。

嘱託職員については、先ほど申しましたように、ポニーの学校の方ですが、これについては特に相談支援事業、これが非常に増加しております。25年、26年、27年と、年を追うごとに倍増するような形で増えております。その中で、2名の嘱託職員さんには療育の方の専門に入らせていただいております。そういう形でございます。詳しくはまた後ほど、ポニーの学校のところでご説明させていただきます。

次に、各事業別の歳出の主な内容につきまして、ご説明いたします。

お手元の28年度の予算書の9ページをご覧ください。

まず、款1 議会費 200万9,000円、前年度比較では46万9,000円の増額となっております。これは28年度に実施予定の議会の視察研修が、今回は宿泊を伴った形で予定しております関係で、旅費が増額となるものでございます。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費で、6,097万4,000円、前年度比較で202万9,000円の増額となっております。これは総務課職員の給与費の増額が主な要因でございます。なお、その他の物件費につきましては、前年度と、内容、金額ともに大差はございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。

目2 基金費、目3 公平委員会費及び項2 監査委員費につきましては、前年度と内容は変わっておりません。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 若竹苑管理費で1億2,884万4,000円、前年度比較で3,664万2,000円の減額となっております。これは、先ほども申しましたが、前年度は若竹苑の空調改修工事を約3,300万円計上いたしておりました関係から、28年度におきましては大きな減額となっております。

その他では、職員人件費は360万円減額となっております。これは人事異動によるものでございます。

物件費では、修繕料として、エレベーターのメンテナンスに係る費用及び備品購入費といったしまして、日中一時支援事業の利用者の方のための電動ベッドを計上いたしております。その他につきましては、ほぼ前年と大差ございません。

続きまして、13ページ以降14ページにかけて、ご覧ください。

目2 若竹苑授産事業費 672万8,000円、前年度比較では30万5,000円の減額でございます。これは若竹苑の授産事業に係る歳出でございますが、授産収入の減額と連動したものでございます。

次に、目3 介護保険認定事業費は7,719万9,000円、前年度比較で15万円の増額でございます。主な経費につきましては、節1 報酬では、介護認定審査会委員報酬が1,555万2,000円で、前年度と同額でございます。

審査会は1カ月に18回、年間216回の開催を見込んでおります。1回の審査会には保険、医療、福祉に関する学識経験者4名が出席し、公平、公正な審査を行うものでございます。

次に、節8 報償費は、かかりつけ医意見書作成謝礼が2,883万9,000円で、前年度比較では69万8,000円の増額となっております。申請件数は前年度より129件多い6,601件を見込んでおります。その他の物件費につきましては、前年度と大差ございませ

ん。

次に、目4、障害支援区分認定事業費1,569万7,000円、前年度比較で76万6,000円の減額となっております。減額の主な理由は、節8報償費のかかりつけ医意見書作成謝礼が117万7,000円で、前年度比較で118万1,000円の減額となっております。これは障がいの審査判定が平成18年4月から始まり、3年ごとの更新となっているため、平成28年度は審査件数が減少する年度となり、前年度より239件少ない250件と見込んでいるためでございます。

節1報酬は、障害支援区分認定審査会委員報酬216万円で、前年度と同額でございます。審査会は月2回、年間で24回の開催を見込んでおります。1回の審査会では障害保健福祉の学識経験を有する5名の審査委員が、公平公正な審査に当たるものでございます。その他の物件費につきましては、前年度と大差ございません。

次に、目5障がい者総合相談ネットワーク事業費500万円、前年度比較で4万2,000円の減額でございます。これは主に乙訓障がい者自立支援協議会の事務局の運営に係る経費でございます。物件費等の支出内容につきましては、前年度と大差はございません。

次に、目6障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業費2,621万1,000円、前年度比較で360万円の増額でございます。これは人事異動によりまして障がい者相談支援課の人数が増え、人件費が増額となったことによるものでございます。その他の物件費等については、前年度と大差はございません。

続きまして、16ページから17ページをご覧ください。

項2児童福祉費、目1ポニーの学校管理費9,242万1,000円、前年度比較で586万7,000円の増額となっております。その主な理由は、嘱託職員の人件費の増額によるものでございます。

節1報酬でございますが、相談支援事業の利用希望が大幅に増えたため、専任の相談支援専門員を1名増やして対応しております。それによりまして、児童発達支援事業の指導員が不足いたしましたので、これに専任いたします嘱託指導員を2名増員いたしております。

また、節13委託料では、ポニーの学校で従来取り入れております感覚統合療法での指導をより充実するために、新規の事業といたしましてスーパーバイザーとして指導に当たっていただく作業療法士の方の派遣委託をしたいと考えております。これは年間で委託料として148万円を計上いたしております。その他の物件費につきましては、前年度と大差はございません。

なお、歳出のうち給与費の明細につきましては、18ページ以降に掲載しておりますので、こちらも合わせてご覧おきいただければと思います。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

ページをさかのぼりますが、6ページをご覧ください。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1市町分担金2億9,774万8,000円で、前年度比較で740万5,000円の減額となっております。これは先ほど説明いたしました歳出の総額的な前年度比での減額と連動したものでございます。

次に、項2負担金、目1障害福祉サービス事業負担金7,014万2,000円、前年度比較で606万2,000円の減額となっております。これは、若竹苑の就労継続事業と生活介護事業の支援費収入及び相談支援事業に係る収入でございますが、この減額につきましては、継続事業の28年度の利用者の見込み数が、27年度よりも2名減ったこと及び支援費の中の、従来27年度まではいただいておりますが、加算部分を今回は計上していないことによるものでございます。

目3の地域生活支援事業負担金は、若竹苑のもう一つの事業であります、地域活動支援センター事業と日中一時支援事業の収入でございます。この二つの事業は、他の事業とは異なりまして、いわゆる市町村事業という位置づけでございますので、これに係ります市町村の負担金は、市町分担金の中に含まれている形になっております。

次に、目3障がい児通所支援等事業負担金2,923万2,000円、前年度比較で649万5,000円の増額となっております。これはポニーの学校の収入でございますが、増額となりましたのは、制度改正によります支援費の単価のアップと、もう一つは、相談支援事業の利用件数の増加によるものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

款2国庫支出金、項1国庫補助金で240万円、これは障がい者虐待防止センターに対します国の補助金でございます。また、款3府支出金、項1府補助金620万円、これはそのうち120万円が、先ほど申しました障がい者虐待防止センターに係ります府の補助金でございます。また、そのうち500万円につきましては、京都府障害者相談支援ネットワーク事業補助金ということで、これは乙訓圏域の障がい者自立支援協議会の事務局業務をメインといたしましたネットワーク業務についての補助金でございます。

次の款4財産収入、項2財産売却収入672万8,000円、前年度比較で30万5,000円の減額となっております。これは若竹苑の授産の収入でございます。こちらは作業への取り組み方法の変更などによりまして、若干の減収を見込んでおるものでございます。

その他の収入につきましては、28年度におきましては、基金からの繰入金が増えておりますが、それ以外につきましては、前年度と大きな違いはございませんので、説明を省略させていただきます。

以上、概略でございますが、28年度予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 今、ざっと説明聞いてまして、大体、あらかた、出と入の差というのは、どれぐらいあるのですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 総額のことをおっしゃっているのでしょうか。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 社会福祉費と児童福祉費です。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 いわゆる財源と実際の出との差でございますか。それは、例えば若竹苑ですと、11ページをご覧になっていただきますと、若竹苑管理費、これは若竹苑を運営する全ての経費でございます。1億2,884万4,000円、このうち7,261万円という数字がございます。これが施設の支援費収入というふうに、ですから、5,623万4,000円、これが大半が分担金というような形に、若干違うものもございますが、雑入等もございますが、大半はそれでございます。

また、ポニーの学校でございますけれども、これは16ページに記載しておりますが、運営費としては9,242万1,000円、それに対します財源、固有の財源といたしましては2,925万3,000円、ですから、6,316万8,000円は大半が分担金でいただいているというようなことでございます。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 ということは、これは、改めて、年々減っているのですか、それとも年々増えているのですか、分担金。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 歳出が増えているというご質問ですか。それぞれ、特に人事異動等がございますと、若干上下はございますが、ならして言いますと、やはり職員人件費が大半でございますので、増える傾向にはございます。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 これは、どうなのでしょう、このままでやっていくのか、それとも何らか対策を考えるというか、改善方法を考える必要があると思っておりますけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 施設運営というのは、例えば保育所なんかでも近いところがあるかと思うんですけども、やはり人件費がかなりウエイトを占めております。ですから、一つの対策といたしまして、現実に我々やらせていただいておりますのは、職員給与の中で、全員常勤でやってるわけではございません。ある程度非常勤の方を組み入れまして、事実上、例えば若竹苑ですと、もう約半分の方が非常勤の方ですし、ポニーの学校にしても、常勤の方は今9名ですか、非常勤の方は今5名おられます。ですから、その辺の意味での、努力をしているということにはなるかなとは思っております。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 人件費を減らすとか、正職員さんをなくすとかというよりも、例えば事業所を充実させるとか、事業内容を充実させるとか、例えば加算を取ったりとか、そんなふうなことは可能ですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 若竹苑とポニーの学校とで、少し収入の構造が違いまして、また分けて話をしないとあれなんですけれども、若竹苑については、いろんな加算がございますが、公立の場合、結構加算が少ないというような状況がございますして、今、取れるものは全て取っているというような状況でございますして、なかなか特定財源が取れない状況にはございます。かといって、物件費も結構切り詰めた中でやらせていただいておりますので、なかなか難しいものがあるかなというふうに思います。

それから、ポニーの学校につきましては、さらに、名前は変わってますが、いわゆるデイサービス事業でございますので、こちらの方はさらに単価が安いというようなことでございます。ですから、できるだけ切り詰めた中でやらせていただいておりますが、おっしゃるように、公立で運営していく中で、他に何か補助金であるとか、加算であるとか、もう取れるものは最大、あちこちアンテナ張って取っていくと、そういう姿勢では常におりますので、努力はしておりますが、なお一層、28年度もその点については努力してまいりたいと思っております。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 例えば、今、公的な減算というふうにおっしゃいましたけれども、例えばどうなのですか、100%に対して公的な減算というのは何%ぐらいなのですか。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 公立の減算につきましては3.5%です。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 ということは、そんな、何百万という単位では減らないわけですか。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 その3.5%と申しますのは、基本報酬に対する比率でございまして、その他に加算というのございまして、加算が取れないというのがあります。収入減ってる分につきましては、新体系に変わりました、月払いから日払いに変わりました、旧体系と比べますと、今、現状で8割もう切ってる状況です。当初は、激変緩和措置というのがありました。9割補償ということで、10割から9割に変わったのですが、さらに、その激変緩和措置というのが25年度からなくなりまして、さらに下がったということです。

27年度につきましても、基本報酬の改定がありまして、単価がさらに下がったという、そういう状況で、どんどん下がってきているという状況です。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 ご説明、よくわかりました。しかし、公的な施設でもあるということで、先ほど、藤本局長おっしゃいましたけれども、事業をもっと柔軟に考えて、公的な部分のメリットというか、そういうのはどこにあるのだろうか、それだったら民間との差はこういうところにあるので、こういうところがいい、だからこれだけの分担金がかかって、これだけの費用がかかっていますという、そういったことに対しては、例えばどのようにお考えですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 単純に収支の問題で言いますと、むしろ収支的に合わないような事業で、民間さんがちょっとやりづらいような事業であったりとか、あるいは、なおかつ、地域にニーズがある事業、あるいはできるだけたくさんの方がご利用いただけるような事業、それが、やはり公立の施設としてのあり方ではないかなと、全く同じようなところで、採算ベースが合うような事業を民間さんがやっておられるような事業を、あえて公立でやる必要は、基本的にはないのかなというふうには思っております。

ただ、過去からの経過もあるので、なかなかそうすっきりとはいかないところがございまして、基本的な考え方としては、そういうふうには思っております。ですから、今後の事業の展開につきましても、そういった基本的な考え方にのっとって、なおかつ地域のニーズに合わせながらやっていく、行政さんとも相談させていただきながら、というような考えでおります。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 その費用のことだけをおっしゃったという、その費用のことを、だけではなくて、内容を充実させるということが勿論ですけれども、費用対効果を比べたときに、

他と比べて、どれだけ恵まれているのか、今、藤本局長がおっしゃったように、他、民間さんがやってないことを地域にアピールしていくとか、そういうところを、サービスをもっと充実させてもらわないといけないし、この費用のことだけというよりも、少しでも差がなくなるようにしていくべきだと私は思うんです。

そんな中で、ぜひ、他にも同じような施設がたくさんあって、そんな中で、公的なメリットというのを出していくというのは、勿論一義的な問題ですけれども、そんな中で、少しでも減らしていくということも、対策はとっていかないとだめだと思うんです。そんな中で、例えば、じゃあ民間も入れて、柔軟に対応していこうというお考えは、管理者はどのようにお考えですか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 今、局長、申しあげましたように、国の制度と言いますか、政策として、民間でということになってると思うんです。もう補助金を見ていても明らかでありますし、そういった中で、事務局長が言いましたように、例えば介護認定でありますとか、そういうことは民間でできる、できるというか、民間がやるべきことではないところもありますし、どれがと言うと、事業的にどれが、じゃあやらなければいけないかというのは、非常に難しいですけれども、我々は採算ベースに乗らなくても、やはり提供していかなければいけない事業というかサービスもございますので、そういった面でこれからもやっていきたいと思っています。

民間が、事業ベースに乗らなくても行政としてしなければいけないという、そういう事業をやはり主にやっていかなければならないと思っておりますし、そしてまた、例えば多くの人に利用していただける、一部の方だけではなくて、言うたら利用したい人が全員利用できるような、そういった事業があれば、提供するべきだなとは思っております。

ただ、今、具体的にどれをどうというの、なかなか、これからの補助金のあり方等々もありますので、難しいですけれども、現実的に見て、なかなか国の方としては、民間でやれることはやりなさいというようなイメージを私は受けております。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 ただ財源にこだわらず、皆さんが利用できるようにというのは、本当に公的な施設としては、当然なことだとは思いますが、例えばこのポニーの学校なんかですと、これ、今見せていただくと約6,300万円ですね、これでまた今回、新しく新規で考えておられる作業療法士の派遣委託で年間144万円、これ、もう本当に感覚統合療法の充実としては非常にいいことだと思いますけど、これ、例えば、他の空調設備じゃなくて、これ、今回じゃなくて、これは毎年ずっと発生していくことで、人件費というのは、先ほど

局長もおっしゃってましたとおり、毎年上がっていくということが想定される中で、充実とか公的な施設として、という範囲のものかどうかは、どういうふうにお考えでしょうか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 ポニーの学校につきましては、今乙訓圏内で、民間でポニーの学校、全部が一緒とは言いませんけど、一施設しかないということもありますし、もし民間でそのような施設が出てきて、私たちが民間として福祉に頑張りたいという方がいらっしゃるのであれば、これも、ポニーの学校の機能もやっていただけたらありがたいなどは思っております。現実的に、今、ありません、ありますけれども、人員も定員限られておる中で、これからそういうところの施設としてやっていきたいというご意見等とも伺いながらやっていきたいと思っております。

作業療法士さん等々につきましても、実は査定の段階で少し、委託料が高いのじゃないかなという話も、私も感じておまして、局長もそのようにも思っておりますし、そのあたりも、決して安く働いてもらうのじゃなくて、適正な給料で適正に仕事をしてもらえるように、これからもその辺はやっていきたいと思いますが、やっていってくれるところがない中では、やはり公立として、公として受けるべきことがあるんじゃないかなと思います。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 今、管理者がおっしゃったことで、大体私も理解できないわけではないのですが、公的な部分のメリットというのをしっかり、民間と違うというところも出して行って、どれだけの利用者さんにサービスが充実しているのかということも、もっとアピールしていく必要があるし、そんな中で、全体で考えていくというか、せつかくこういう機会があるわけですから、そんな中で、みんなで考えていかないといけない問題だと思います。

ぜひ、私は、民間なんかのことも参考にして、改善策を図っていくべきではないのかなというふうに思っております。要望しておきます。

○波多野庇砂議長 福田議員。

○福田正人議員 細かいことをお伺いします。若竹苑の業務委託料の中で、給食調理業務委託料943万8,000円、これ計上されています。予算資料の14ページの給食サービスという項目の中に、衛生管理1点目、赤痢菌、サルモネラ、O157の検査の実施と、これは、この3項目限定なのでしょうか。それとも、例えば黄色ブドウ球菌であるとか、一般大腸菌であるとか、そういったことも含まれるのかどうか。

それから、この経費は、業務委託料の943万8,000円の中に入っているのかどうか、お伺いしたいのですけれども。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

- 石野功一乙訓若竹苑施設長 全て、その943万8,000円の中に入っております。
- 波多野庇砂議長 福田議員。
- 福田正人議員 それから、今回も株式会社城南給食センターに委託ということでありますけれども、過去に、いわゆる中毒事故、事例は、そんなのはここはなかったのですかね。
- 波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。
- 石野功一乙訓若竹苑施設長 城南給食センターの他にもう1社、以前はありましたけれども、給食業務、うちでしたときも、業者に来ていただいたときも、中毒関係の事故は一件もございません。
- 波多野庇砂議長 福田議員。
- 福田正人議員 そういうことですけれども、他の施設、民間なんかそうですけれども、外部の業者が入り込んでやっていますときに、作業員の方の抜き打ち、掌にですね、大腸菌検査というのをやられるんですけれども、若竹苑ではどうでしょう、されていますのでしょうか。
- 波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。
- 石野功一乙訓若竹苑施設長 こちらでは、そういうのはしておりません。
- 波多野庇砂議長 福田議員。
- 福田正人議員 される予定はないですか。
- 波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。
- 石野功一乙訓若竹苑施設長 そこまで、こちらも専門的ではございません。その辺はお任せしているのですけれども。
- 波多野庇砂議長 福田議員。
- 福田正人議員 城南給食センターさんとの、その辺の衛生面、特にこれから、ゴールデンウィークが明ければ、非常に温度も湿気も高くなってきますし、病院等なんかでも、今後ニュースに出てきますけど、食中毒というのが心配されます。一回そういった事例を出してしまえば、2市1町に広がってまいりますので、いかにしてそれを予防するかと、非常に大事じゃないかと思うんですけれども、例えばさっき申し上げた、衛生管理の一番の赤痢菌、サルモネラ、O157検査の実施、どこかの外部、微生物研究所かどこかに出しておられると思うんですけれども、その返ってくる答えに対して、業者さんに対して、依頼をされて、こういったところを注意していただきたいというふうな、その辺の情報交換みたいなのはあるのでしょうか。
- 波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。
- 石野功一乙訓若竹苑施設長 そういう注意は常にさせていただいてます。行政の方から食中毒注意報とか、警告が出たらお渡ししたりとか、3年に1回の選定の際にはその辺を注意し

てしていただくようにお伝えしております。

○波多野庇砂議長 福田議員。

○福田正人議員 今までそういうことがなかったからということではなくて、昨今、本当に報道でもされてますけども、民間業者が、特に冷凍食品なんかそうですけども、鮮度のいいものはやっぱり売れるところから、スーパーとかで流していくわけですけども、だんだん日が迫ってきて、売れ残り、もう残り日数が少なくなってくると、やはりどうしてもその食材というのは、冷凍食品中心ですけども、学校給食であるとか、病院ですとか、こういう施設の方に流れやすい、それはなぜかという、単価を当然それなりに下げてきて、通常100円のを、利益を飛ばしても30円で、業者でいうところの在庫処分という、そういったものがこれから年度変わりでどんどん出てくるんです。

そういったもののチェックも当然大事ですし、さらに、従業員さん、一番怖いのは、マニュアルを守って作業されているんですけども、一月、3カ月、半年たってくると、これぐらいいいかみたいなことになってくると、その中でまず一番緊張感を持って仕事してもらおうということ言えば、抜き打ちで、ゴム手袋をはめていらっしゃると思いますけども、とって、大腸菌検査をやって、それを公表すると、それで、意識を持ってもらって、衛生面はしっかりせないかんという意識を高めてもらおうというのが、今後、こういう施設の中で調理ということであれば大事じゃないかと思うんですけども、その辺、あわせて対策を、何か形で講じていただくように要望させていただいて。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 今議員おっしゃるとおり、食の安全というのは、こういった業務については最大の要点でございますので、おっしゃることも参考にさせていただきながら、さらに業者に対しても、施設長が申しましたように、当初の契約の仕様の中には確かに入れておりませんでした。しかしながら、そういったことも、よその施設等でもやっておられるということですので、さらに業者と詰めまして、そういったことの実施等も考えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 障がい者虐待防止センターの人員配置が万全だと思うんですけど、そのところと、苦情解決の第三者委員会についてのことで、別段、これまでもだと思っておりますけど、今後の、そういう事例が、なければいいのですが、あった場合の対応も万全かだけ、ちょっと聞きたいのですけれども。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 障がい者虐待防止センターに関しましては、平成27年の

3月まで職員1名ということで、平成27年の4月から職員2名ということで運営しております。当然、1名が2名になったわけですから、通報携帯の所持、それから普段の連絡調整等、今まで1人でやっていたものが2人で相談しながらできるということも当然ございますし、業務を分担するというのも当然できておりますので、26年度と比較いたしますと、27年度につきましては、非常に前年度と比べますと、運営の方は円滑に進んでいるというふうに理解しております。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 若竹苑の方の授産収入が減ってるということでお聞きしたのですが、その中に作業の変更があってということなんですけど、どのような作業内容が変わったのか、教えていただきたいのですが。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 具体的に継続の方で、その前から何回もお伝えしてたと思うんですけど、墓清掃の方が、職員がほとんど全てする形になってきて、そういう、職員がするという形を修正していこうということで、墓掃除の方を少し減らしております。

そのかわりに、自主製品の方を、みんなで関わられる仕事を増やしていこうということで、自主製品の方を若干増やそうかなということで考えております。

○波多野庇砂議長 議員。

○辻 真理子議員 多分、この苑外作業のお墓の清掃というところなんですけれど、これは基本、圏域内の個人の方から受注を受けてやっておられると書いてあるんですけど、受注件数が減ったからということでもないんですかね。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 墓掃除につきましては、今、光明寺さんと、京都霊園さんを主なところで、その他は個人のお墓の方と契約させていただいておるんですけども、そのうち、京都霊園さんにつきましては、仕上がり、商業ベースの仕上がりを希望されてまして、やはり商業ベースといいますと、業者さんでは、なかなか、取り組めないということで、京都霊園さんを、今回外させてもらいました。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 ちょっと飛ぶんですけども、ポニーの学校の方なんですけれど、先ほどもありました、作業療法士さんの相談支援を、スーパーバイザーとして、指導助言が入ることなのですが、昨年度まで、理学のPTさんの方が、乙訓圏域の地域療育等支援事業で、派遣があったと思うんですけど、それはなくなるということでもよろしいでしょうか。

○波多野庇砂議長 渡辺ポニーの学校施設長。

○渡辺三知雄ポニーの学校施設長 PTに関しましては、28年度についてはなくなるということでお聞きしております。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 それは、こちらからの依頼をしなかったわけではなくて、支援事業の派遣事業自体がもうなくなるという理解でよろしいでしょうか。

○波多野庇砂議長 渡辺ポニーの学校施設長。

○渡辺三知雄ポニーの学校施設長 そういうことでございます。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 またちょっともとに戻ってしまうのですが、先ほど、日中一時利用者の方で、利用に関して電動ベッドが必要で、電動ベッドを購入するということだったのですが、実際にそういう電動ベッドを利用されるということであれば、ちょっとお体の方に障がいがあったりとか、例えば今後医療的なケアが必要な方も、日中一時を利用されるとか、そういう意味で、いろんな利用者の方が、若竹苑の日中一時を利用されるということもお考えで、この電動ベッドを入れられるのか、その点も教えていただきたいのですが。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 電動ベッドにつきましては、日中だけでなく、地域活動支援センターの方の利用者さんも使われるということで、今、地域活動支援センターを利用されている方の中には、入退院を繰り返されている方とか、ちょっと体的にあまり強くない方がいらっしゃるって、そのためのベッドの購入ということでございます。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 昨年からもお話あったように、例えば就労の継続の利用者の方でも、だんだん高齢になってこられて、生活介護のような、ゆっくりとしたペースであったりというところで、生活の質を向上するために生活介護の方を希望されてくる方もおられると思うんですけど、今年度、若竹苑さんの中で、やっぱり生活介護の方に希望を出されたとか、定員が6人に対してもう6人おられるのですが、そういったところで、28年度の何か懇談とかで、そういうのって上がってたのでしょうか。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 実際には、まだ生活介護タイプの方が、希望されていることはありません。もしつくられるのだったら、そちらに変わってもいいですよということで、言われます。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 先ほど、白石議員もおっしゃってたように、公立と言うところでの役割つ

てすごく大きいのかなと思うんです。今後そういった中で生活介護を希望される方というのと、29年度の支援校の方からの卒業生もまた、生活介護の方がおられるというのも聞いておりますので、その部分というか、生活介護のところの枠を広げるということであったり、継続の方の、実際に40人定員36人というところで、昨年でも2名減ってるというところに関して、それって日割り計算にもなってますし、そこってというのが、収入に大きくかかわってくるのかなと思うんですけど、次年度以降とかの見解とかで、新たな考え方とかがあればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 継続の関係でいいますと、確かに、ちょっと若干減っています。ただ、今後、数年前の予測では、むしろ増えるのじゃないかというような予測を立ててたのですが、結果的に結構、ポツポツと就職されたり、ご家庭の事情で引っ越されたり、結果的に減ってまいりました。ただ、もうちょっと中期的に見ていくと、ここ2、3年のうちには結構入ってこられるかなというふうには考えております。それは支援校の進路の方ともお話をさせていただいております。

それから、生活介護につきましては、結構、何年か前から話が出てるのですが、私も地域の事情をちょっと幾つか調べさせていただく中で、ある程度、中長期的に、一定の規模の生活介護の、今より定員を増やした形で考えておられる法人が、実際におられます。そういった中で、今のところ具体的なことは言えませんが、そういう計画があるというのもお聞きしておりますので、そういうことも踏まえた中で検討していきたいと考えております。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 そのお話をお聞きして、喫緊の来年度卒業される方をということで、昨年度も同じこの時期にお話しさせていただいたと思うんですけども、そういった中で、地域全体の施設のある一定の施設が不足したり、あるニーズがすごく増えるという中で、自立支援協議会の方の地域部会の方、傍聴に行かせていただいたときに、親御さんの中では、その親御さんも高齢化して、もう本当に親亡き後のことをすごくおっしゃっておられたのです。

そういった中で、じゃあ、今お話いろいろ聞いた中で、乙訓にないということで、なおかつ、ニーズが高いというのは、緊急的な短期入所のこともそうですし、今後入所施設が乙訓にはないということで、そういう入所施設を希望されている親御さんがおられるのですが、そういうところ、例えば公的なここでちょっと考えるとか、そういった発想であったりとか、それって、今の他の民間さんではやっておられないことなのですけど、その点はいかがお考えでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃるように、一部ニーズがありながら、できてないというのがございます。ショートステイであるとか、泊まりの関係については、ちょっと今、乙福の方では、いろんな意味で考えてはおりませんが、そのかわり、今うちがやっておりますサービスの延長上といたしまして、例えば日中一時の利用、いわゆるレスパイト等の利用でございませうけれども、やっているところが、もううちと、トータルで2カ所しかございませぬ。なおかつ、緊急で利用できるところがございませぬ。ショートステイではないけれども、レスパイトですけれども、日帰りやけれども緊急で使えるところ、そこに、我々、入っていけないかなど、ちょっと今、考え中ではありますが、決定ではございませぬが、考えております。

ですから、ちょっと難しい事業もありますが、何とかうちのノウハウ、あるいは職員の力を利用してやれるところ、その辺はちょっと見つけていきたいなど、具体例としては今申し上げたようなことを今考えております。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 ありがとうございます。本当に緊急って、すごく全然予想だにしていなかったことで、ご本人さんもそうですし、その周りの親御さんであったり、主たる介護者の方が緊急に利用しないといけないというケースが増えてくると思うので、その点は今後充実していただけるように要望させていただきたいと思っております。

あと1点、若竹苑さんの方ですけども、年度末休暇、年度末に3日間、来年度も閉所を予定されているということ、今お聞きしたんですけども、その点について、私、昨年度も要望させていただいたのですが、成人の方が、年度末に閉まるということというのは、一般で働いていても、あまり、ほとんどないと思うんです。その点、来年度もこの3日間を、3月30、31と4月3日ですかね、閉所を決められた理由というのは、どこにありますかね。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 管理者の説明で2日なんですよ。3日というのは、前まで3日ということで、今回2日ということで、去年その話もされて、去年から2日という形が変わってますので、今後さらにまた検討を加えて、それを減らす方向では考えていきたいと思っております。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 ありがとうございます。長期の休暇であったりとかというのは、利用者さんにとってすごく困難を、ある一定毎日の生活の中で、閉まるということがすごく負担に思われる利用者さんもきっとおられると思うんです。

あとは、今、国の制度が変わってきてしまっているんで、仕方がないのかもしれないですけど、月割計算が日割り計算になっているということは、本来であれば2日間、利用されてた

ら2日間収入という形で上がってきてる部分というのもすごくあると思うんです。勿論、職員さんの人事異動で、そこに対しての引き継ぎとかというの必要かなとは思いますが、その点に関しては、ある一定この人数の利用者さんで、例えばごろっと人が変わるということではないと思うんです。例えばグループ分けとかもあるとは思いますが、その点は利用者さんの視点に立っていただいて、来年度また検討していただければと思いますので、要望させていただきます。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 私、あまりよくわからないのですが、就労継続支援、障がい者施設って、障がい者手引きを見ていると、競合というのか、同業者というのか、たくさんありますよね。前回も言いましたけども、公的機関としての位置づけが、この中で、どういう位置づけなのかというところがなかなかわかりにくい。

さっき局長がおっしゃったように、よそがやらない、公でしかやれない部分を重点的にやっていきたいというような、まさにそのとおりだと思うんです。そこで、例えば、就労継続支援B型で、一般就職されたので、人数が減って対応できないと、それに対応するために職員の人が直接やらないかということだろうと思うのですが、そういう場合、B型って何社かありますよね、民間の、そういう方と協力して請け負うということは可能なのかどうかという、例えば、老人の場合、シルバー人材センターがあって、仕事斡旋するじゃないですか、いろんな人、登録さえしておけば、そういう形のものが、需要と供給の関係ですけども、できるのかどうかということですね。

それと、もう一つ、恐らく働きたい人って、A型も含めて中にはいらっしゃる、たくさんいらっしゃるかどうかわかりませんが、そういう場合、いろんなこと、例えば行政にオープンカフェをさせてほしいと、そういう企画を行政に提供して、自分ところで足りない部分は協力機関に応援していただいて、その仕事をこなすというような企画はできないのかなと、ふと思ったのですが、外郭にはそういうのたくさんあると思うんですけどね。

市役所って、あまり面白くないところじゃないですか、一般の人は、ただ行って必要なことだけを、ということじゃなくて、コミュニケーションの場としてもそういうのがあれば、非常にいいなという感じがするんですね。そういう企画ができないのかなと、意見、お伺いします。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 市役所の方で販売は、今させていただいております。長岡京市の方で、毎週金曜日、販売はしております。それは各施設担当を決めていまして順番に行っております。その他に、各施設で協力、先ほどの京都霊園さん、お断りさせていただきました。

けども、施設でさせていただきたいということで、違う施設を紹介させていただいて、今、違う施設の方が行っておられます。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 すみません、認識不足で、大いにそういうものを展開していただきたいなという、向日市も、図書館とかいろいろあるので、よろしくお願いします。

それともう1点、虐待、先ほども出てましたけども、障がい者虐待防止センター、これ、専門性強化ということで載ってますけども、その専門性とはどういうことか、ちょっとわかりにくいので、その内容と、もし予算をどこかで提示しておられれば教えてほしいのですが。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 障がい者虐待防止に関することにつきましては、ベースに障害者虐待防止法というのがございます。法もとの範囲の中で、障がい者虐待防止センターが動きますので、当然、特にデリケートな問題を抱えておりますので、法的なアドバイスというのが、やはり必要なときがございます。

その場合、京都府の方の高齢者障がい者権利擁護センターというところがございます、そちらの方を通して法学関係の方を紹介させていただいて、アドバイスをいただいたりということが、法的なところでは専門性の強化というところの一環としてはさせていただいております。

その他のところで言いますと、まだまだ、平成24年10月が障害者虐待防止法の施行ということで、まだそんなに長い年数がたっておりませんので、専門的な体系化された障がい者虐待防止の研修というものが、それほど多くはございません。ですので、私的に研修をみつけては行ったりとか、それから高齢者虐待の方はもう少し前から動いておりますので、そちらの方の研修に参加する形で、重なっていく部分も当然ございますので、当面はいろんな場面とか、それから機会を活用しながら、職員の専門性の強化ということに努めてまいりたいと思っております。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 これって、例えば助言を得るのに、来ていただくか、そこへ行くという形なんですか。それに対する費用というのはどうなるのですか。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 虐待防止のケースですので、あまり具体的なことを答弁の中で申し上げるのは、非常に難しいところがあるのですが、虐待のケースがありまして、その中で関係機関とのケース会議を開くことが当然でございます、今後の方針を決めるに当たってですが、その中で、法律関係の専門家の方に、具体的には弁護士さんになるのです

けれども、先ほどの京都府の権利擁護センターを通じて派遣要請をいたしまして、派遣していただきます。ケース会議の中に参加していただいてアドバイスをいただくという形になりますが、その場合は、権利擁護センター、京都府の方への謝金というものが発生いたします。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 むしろ、法律よりも心理的な、虐待防止ってそっちの方かなと思ってたのですが、それは弁護士さんに頼むということは、予防ではない、防止ではないですね。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 虐待防止、幾つか種類がございまして、身体的虐待、経済的虐待、その中に心理的虐待というのも当然ございます。弁護士さんは法の専門家でございますので、それ以外の部分のところを、心理のところまで、法律のプロパーの方にアドバイスいただくということは当然ありませんので、その辺のところは弁護士さんとセットで、社会福祉士の派遣をいただいております。その中でケース会議に参加していただくということになってはおります。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 仕事に従事されている方が、精神的に追い込まれて虐待するというケースが、施設にかかわらず家庭でもそうですけども、多いですよ。その追い詰められる心理というのは、追い詰められる人しかわからない部分があって、だからむしろそれを緩和するためにどうしたらいいかということが防止、予防だと思うのですけどね。

なぜ追い込まれるかという、いろんなケースがあるのですけども、それってお聞きしても答え出ないですかね。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 どうしても私見が少し交じる形になりますので、それを前置きした形でお答えさせていただくとすれば、福祉サービスの事業所といいますのは、ここもそうですし、どこの事業所にしましても、結構ぎりぎりの状況で頑張ってお勤めしていただいているところがございます。利用者の方もさまざまでございますし、その中で、業務の中で、少し難しい対応をしないとイケないなというところが、積み重なったときというのは、そういうことが、一般論としてですがあるのではないかなというふうには考えておりますが、もちろんそれだけではないとは考えております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 今、太田議員がお聞きになっていらっしゃる障がい者虐待防止センターと障がい者基幹相談支援センターのところと、その上の14ページの障がい者相談支援ネットワーク事業のところと、相談支援ネットワーク事業の方では、報償費の講師謝礼が、27年

度よりも倍額に増えていて、逆にこちらの相談支援センターの方は、講師謝礼が減っているということで、今おっしゃったケース会議に派遣を依頼されている弁護士さんとか社会福祉士さんの謝礼が、この報償費のところに当たるのですか。別のところなのですかね。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業費の中の報償費のところでございますかね、一つはそれもございますし、あと、虐待防止に関する事業所向けの研修会の際の講師、それから6月か7月に実施されます障がい者虐待防止ネットワーク会議というのがございまして、その中でも1部、2部的に、2部のところで研修会というのを催しております、その中でも講師の方をお呼びしております。そういったところでの報償費ということでご理解いただけたらと思っております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 そうしますと、今、ご説明いただいた、相談支援ネットワーク事業の方では、そういう講師の方に来ていただく機会が増えるので倍額の予算を組まれているということですか。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 これは地域自立支援協議会の中での研修企画、それに対する講師の派遣を増やすというようなことでございます。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 わかりました、ありがとうございます。逆に、目6のところの講師謝礼が減額になっているのは、これはどういった経過でなってますか。

○波多野庇砂議長 中川障がい者相談支援課長。

○中川仁夫障がい者相談支援課長 26年度のこの部分につきましては、確かに前年度、27年度の方が増額にはなっておりますが、これについてはケース会議に対する、先ほど申し上げました、派遣に関するところが大きいです。虐待案件につきましては、大体どのぐらいあるかというのは、確定できるものではございませんので、少し多めに取ってあったのですが、実態を見ておきますと、もう少しこの部分について減らしても十分ケースには対応できるだろうという、ここ、3年4年の虐待防止の方の案件のデータをベースにしたところで少し減らしております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 次の、ポニーの学校の、先ほども少し出てきたのですが、作業療法士派遣委託料を新規で上げられていて、予算資料ではスーパーバイザーとして週1、2回派遣を依頼するということなのですが、この新しい派遣される作業療法士さんに、どのようなスーパー

バイザーというのは、具体的にはどのようなことを期待されて派遣を依頼されるのでしょうか。

○波多野庇砂議長 渡辺ポニーの学校施設長。

○渡辺三知雄ポニーの学校施設長 業務の内容でございますが、まずは各ケースについての評価をしていただきます。お医者さんの場合でしたら診断をしていただくというような言い方になるかと思いますが、作業療法士さんの場合には評価というふうなことで言っておりますので、そういう各利用時の評価をしていただいて、それに基づいて指導内容、こういう指導がいいのではないかというアドバイスを指導員の方にもいただきますし、お母さんの方にはご家庭でしたらいいような内容のことも助言していただくというようなこと。

それから、これは具体的に来ていただく作業療法士の先生とも、ちょっと打ち合わせの段階で、こんなこともお願いできるのですかねということで、お話をさせてもらってる内容としては、保育所や幼稚園の方に出向いて、そちらで保育の内容としてできるようなことがあれば、指導、助言なんかもしていただくというふうなこともございますし、また、保護者向けの講演会、それから勿論指導員向けの研修というような、ちょっと盛りだくさんではございますけれども、やれるところからお願いできたらということで考えております。

○波多野庇砂議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もございませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて会議を閉じたいと存じますが、安田管理者から、人事異動についてのご報告がございますので、よろしくお願いたします。

安田管理者。

○安田 守管理者 議長のお許しをいただきまして、このたびの人事異動につきまして、ご報告申し上げます。

この3月31日付をもちまして、関本介護障害審査課長が退職されます。また、4月1日からは新規採用職員を含む新しい体制となりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○波多野庇砂議長 ただいま、ご報告がありましたことにつきまして、関本介護障害審査課長から発言の申し出がございますので、これを許可したいと思います。

関本介護障害審査課長。

○関本信夫介護障害審査課長 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

3月31日をもちまして、介護障害審査課長の職を退職させていただくことになりました。在任中は格別のご指導、ご教授をいただき、まことにありがとうございました。また、今後ともよろしくお願いいたします。

○波多野庇砂議長 関本課長におかれましては、平成17年から20年まで、向日市からの出向として、また向日市を退職された後は、平成24年から今日までの計7年間にわたり、いずれも介護障害審査課の課長として職責を果たしてこられ、本事務組合に対して多大な貢献をされてまいられました。議会といたしましても、厚く御礼を申し上げますとともに、今後のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本当にご苦労さまでございました。

それでは、これをもちまして、平成28年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後0時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 波多野 庇 砂

会 議 録 署 名 議 員 飛鳥井 佳 子

会 議 録 署 名 議 員 森 田 俊 尚